

神奈垣魯  
文編輯

佐賀電信錄

下

リ 5

6130

2 9

75  
70  
65  
60  
55  
50

門 5  
號 6130  
卷 2

佐賀電信録下之卷

神奈垣魯文

横濱

編輯

第五回

賊徒潰敗開城を議す

併征討總督の官佐賀小護也

夫那破命の佛國小玉なるや英邁世を蓋ひ材力九  
と故で國威を地球上小輝り一兵力を五大洲小振  
ふを以て名正しうらむと雖も創業三世小傳へ目  
今共和の國體と變むるも其黨絡繹として猶其偉  
魚と慕ふ者渺々らるる豈友黨の巨魁と等類うらん

三見、故  
小田壽三氏  
春男友大  
録以書贈  
佐賀電信録

や一度偽帝の名を下をも當時歐洲の文明皆此人  
の成功不出るを以て更も不開化の先導と稱も亦過  
たりと云可うらむ曾て江湖の生才輕々進歩射ら  
許て量度を過るが故も後年の失錯前功を消凶ふ  
江藤鳴西氏の如比勤王乃復大ひ其義氣を奮  
發一維新一統の方令一ハ上等四位小叙一官職參  
議大臣并列一ハ中等四位小從一賞典生前を凌  
ぐ至重至天の朝恩を顧も義勢小托一自己の不平  
を愈もの淺慮之を憂國と云ん乎之を至恩と

唱もの論者宜く衆評と擬せよ閑話休題佐賀の  
賊兵官軍目と追て進撃一之が為も屢敗績もを  
以て迎戦の勢ひかく橋も除き出兵と引退せ城  
中の異論或ハ籠城も主張一或ハ恭順降伏と議も  
る者も紛紜隔意と生れ密も脱走も者も跡も  
らおと聞へれ廿六日ハ東軍進んど神崎の  
賊も撃ち臺兵之不應援一翌廿七日ハ總軍と三  
道も分ち境原驛も進撃も小賊軍必死も決せ  
者此所小對陣して終日の戦争殊も烈もく彈丸箱

城柵へハ抜刀電光の如く死者狂ひ此奮激突戦其  
 矛頭當る可からず或ハ長鎗の人ハ觸るゝ揚枝飛  
 燃乃休をな一接して彈丸ハ斃る、あま對ひて刀  
 下の鬼とある巧義ハ進み勇ハ走り臆して退く  
 所れを追撃度ハ過るあり故ハ父撃る是共回顧る  
 閑暇なく兄倒るれ共救助るの餘地な一此時賊と  
 討取こと無数ハ一官軍も又死傷あり然れ共猶  
 進んで蓮池の賊を追ひ將ハ佐賀ハ通らんやまる  
 也金鳥西ハ傾き既ハ薄暮玉兎の飛揚する状看る

各隊野營を布き銃器代組ハ夜襲  
 の防禦嚴格トシテ茲々整々ハ備へたり于時政府  
 佐賀及び接近の諸縣、如此布告あり  
 鳴根縣 出雲濱田縣 石見小田縣 備中廣嶋縣 藝  
 備山口縣 長門名東縣 阿波愛媛縣 伊豫高知縣  
 土佐長崎縣 肥前福岡縣 筑前三浦縣 筑後小倉  
 縣 豊前大分縣 豊後佐賀縣 肥前白川縣 肥後宮  
 崎縣 日向鹿兒嶋縣 薩摩  
 今飛詮議の筋有之其縣於て陸海軍省及鎮臺の

用向を除の外平常免許者たり共銃砲彈藥類賣  
買運送共當分の内嚴禁候條此旨至急可相達事

明治七年二月

夫内外雜居の紛紜たる也政府我彼相共不交際親  
睦一約各國公法不出るも各民の間不於る又然ら  
ざるの憂情を醸きなり近世米國南北兩部分裂一  
て争闘交戦の折英國より南部に軍艦被販賣せし  
以て兩部一和の後英米兩國の間不爭論起り既  
にして兵端被開んとせしを魯國之を扱ひ稍く

小和議成り英より米に謝する小償金代以てせり  
是他小ありては奸商同氣相求るの弊ありて國害是  
より大ひあるハありとせん目今佐賀動揺の際長  
崎小在留の外國人密に夥多の「カードリツチ」乃ち  
早合世の彈藥被賊軍に販賣せしと顯然たるよ  
り政府之代若干没入せりせしやぞ  
因て日前小長崎港内外佐賀の擾亂小賊徒縣廳  
を襲ひ権令官の率る臺兵敗散せしを聞き人  
心大に小動搖せしを廿日午後三時當縣令川宮

三ノ川宮令川宮

之房より 外國「コンシユル」則ち領事官に布告して  
當地にハ害事ありと示せしむ同日午後十時  
小及び再告し叛徒既小通らんとするの急報  
あり故に市街洶々或ハ其資産を外國人の倉庫  
に輸入して安全を託す者あり此時外國「コンシ  
ユル」及び港内に小投錨せし外國軍艦魯西亞二艘  
英米共小各々一艘の將校等直小會議して寄留  
外國人の保護防禦をたすんと計策を盡せり然  
るに間諜の賊徒等深堀其他小於て忽地捕縛せ

らししにふしに港中の内外人等全く無事を得る  
小至る

此時 朝廷陸軍少將山田野津の両氏及び佐賀権  
令岩村高俊其他士官兵隊に慰勞として酒肴を賜

士官兵隊

佐賀縣賊徒爲鎮靜出張被仰附候處賊徒益山暴  
を逞し候に付臨機之處分不及び格別盡力の段  
取感被爲在候依之爲慰勞酒肴下賜候指此上奮

勵速いんそく平定へいちやうの功いさぎ可ま奏まをさ旨まをさ御沙汰ごさた候事ごうじ

各通  
陸軍少將山田顯義  
陸軍少將野津鎮雄

佐賀縣賊徒益凶暴を逞たくましく遂つい不く官兵くわんへい再抗また候不な  
有進討力戦しんしゆりきせん不及いふく候段  
勞酒肴下賜候猶なほ此上奮勵きんれい兵士を率ひき以もつ勵まをさ速すみ  
平定へいちやうの功いさぎを可ま奏まをさ旨まをさ御沙汰ごさた候事ごうじ

佐賀縣權令岩村高俊

佐賀縣賊徒肅集の報うけと聞き速すみ不く赴まをさ任まをさ暴焰ばうえんを避さ

乃なほ說諭せつごん不及いふく候所却かえりて彼かのの襲擊しゆげき不な逢あ以もつ困難くわんなん  
不な罹らり候段苦勞くらう不な被思まをさ召依まをさ之の為ため慰勞酒肴下賜

候事

同二十八日官軍野營くわんぐんやえいと拂はらて蓮池れんち不な陣城じんじやう居ゐ境町きやうちやう  
一いっ里賀りか進擊しんげき不な此日このひの戦いくさ殊ことごと不な烈はげく早朝さうしやう  
久保山嶺くぼさんりやうを攻せむる不な賊兵ぞくへい山やま不な倚より臺場たいばうを構かまへ眼まなこ  
下代くだい目途めと不な打護うちごつ大小銃砲だいせうしゆぱう雨あめの如ごとく面おもてを仰あや可まき  
透すりあらしら不な官軍くわんぐん毫ごも臆おそまさる色いろ不な布ぬ以もつ棟頭むねがしらて  
捕とら不な代くだいへ斃せる味方あじかたを乘越のりこへ踏越ふみこへ辛からくく半はん

途不至り辨令違ハモ隊伍列一 大砲隊より連發  
の「カノン」の目的圖不叶ハ賊隊亂れ彈丸の破裂不  
死傷夥多しく残兵何ハ堪可らん 皆散々不逃去  
マシ官兵臺場を乘取りて猶も進んで山上の敵  
我亦んと登るをり此手の隊長久留嶋甚銃丸不當  
り即死モ多し兵士散亂して遂ハ山林不火を放  
チ陣營悉く灰燼となせり此日午前四時 井田陸軍  
少將 廣島鎮臺兵三中隊を率ひて本營不着陣一同  
十三時 三瀬越不出張 然る不味方昨夜よりの

籌策成り疾くも此所を乘取たり此とき城中より  
降旗を振り賊頭木原義四郎を總代とし尋て副嶋  
謙助亦來り謹て降伏を請ふが故不諸軍不令して  
休戦を傳へ其要分以衆議モる不彼の歎願の書面  
不都合ハ文意不因て其儘差戻されたる不休戦三  
日 以て二月廿八 三月二日 江藤嶋の巨魁を始  
め其他の賊頭夜を侵して遁亡せし且殘徒悉く城  
を開き軍門不降ると以て就縛を遂け官軍直ち不  
入城し脱賊の踪蹟所在嚴密不探索所りされハ這



田の戦争に福岡縣より出兵せし貫属隊の死傷を  
都て三十九名あり其姓名を左に掲ぐ

戦死 幾嶋徳 樋口等 前田前 和田謹吾

矢柄至 箕原岩吉 濱地雷五郎 近藤政次

宮川夥一郎 占部龍吉 病院にて死する者

岸本從 手負 原寛一 船越政次郎 大島太

七郎 帆足真穂 吉村増雄 濱井嘉三 吉村

林七 吉田勘次郎 荒井喜三郎 吉村九郎一

郎 林鎌之助 金澤良兵衛 梅澤盛太郎 岩

津安五郎 白水源十 高島習 松尾猪三郎

中倉敬太郎 山口友雄 谷口市郎 松本虎三

郎 長野次郎 松尾致 坂田静太郎 高取仁

平 青柳次郎 山下虎雄 野村田苗 以上

東京小ハ賊徒征討仰出され總督として東伏見宮

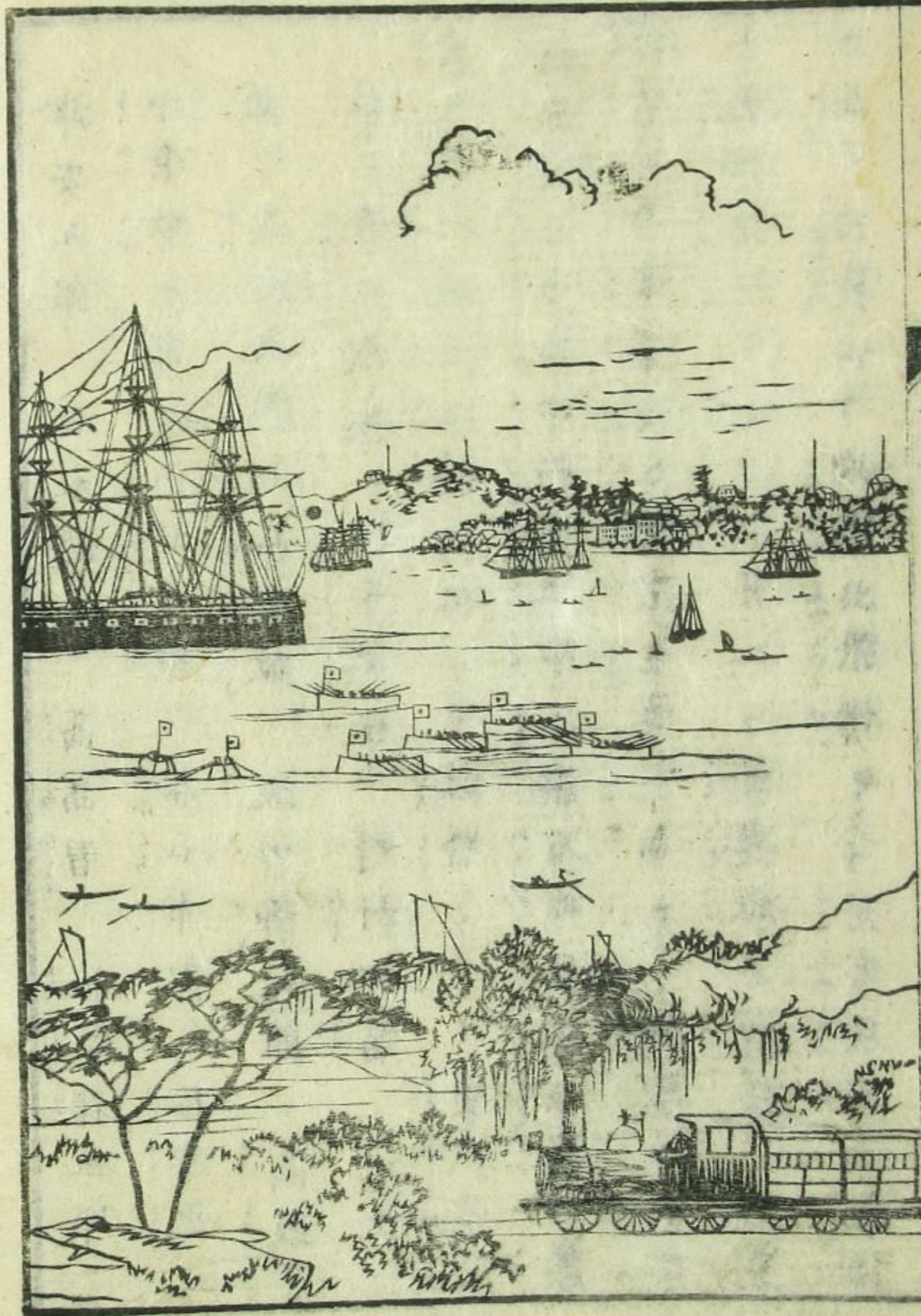
嘉彰親王陸軍中将兼参軍山縣有明海軍少将伊藤

祐磨一等軍醫正石黒忠直等近衛兵二聯隊を引卒

其他隨行の面々三月一日龍驤艦を解艦し佐賀

小向て出發あり此際出張併せ居守聯隊へ勅語

佐賀征討總  
督の宮横濱  
港渡艦の図



り

出張 聯隊長 大隊長

佐賀縣賊徒征討不付特不總督不假を不 朕が

親軍近衛第二聯隊を以て 朕が黎元を保護

の意極て切あるを明不汝等能く期旨を

體一奮發從事速不平定の功功奏せよ

居守 聯隊長 大隊長

佐賀縣賊徒征討と一特不總督不假を不 朕

親軍近衛第二聯隊以て之小趣り一む仍て

ハ輦輟の下守衛一層能く心を用ひ勉勵從事良

至一

第六回

佐賀平定官軍入城の件 併賊徒降脱の二途分川

去る程不佐賀縣全く平定不仍て内務卿を始め

軍舉て三月一日入城一此旨電信を以て東京不奏

各縣不布達して賊蹟の探索を嚴密不諸軍の

勞を慰まる折柄岩村権令小倉より到着一管下不

布告して専ら人民を按撫せし此時佐賀城中不賊

の遺文あり曰

當今の御政體不てハ皇國內患外憂相起り迎也  
相治り候場合ハ相成間敷憂國憂民の至り建言  
建白少うらぎ同志相語り會議不及候所一應  
二應の御諭也無之突然鎮臺兵城中ハ御録込相  
成打拂の御手配不付 不止得戦争不及候城中の  
士決死罷在候處今般嶋津從二位卿鎮撫の命を  
被為蒙早速和田中山鹿兒嶋人ハ從二位公ハ  
人昨日大久保内務卿へ談相成候不付戦相止候

右ハ 不止得儀と存罷在候得共奉觸 朝廷の御  
嫌疑候次第今更奉恐入候此段申上候

二月廿八日 副島謙助木原義四郎其外

外一通あり其文ハ曰

數百年來天下忠義の士自然と嘯集 天皇の御  
仁徳とハ申あがら又此輩の盡力不て中興の  
御大業ハ相成五方の人民目を拭て信賞必罰萬  
機其所を得神世淳朴の風ハ復一候ハんと希望  
罷在候處豈圓らん 恩賞必ぞ顛倒一好臣専ら横

たり中興第一の元老島津從二位西卿正三位木  
 戸從三位板垣正四位副島正四位後藤正四位其  
 他有功の士を退け無功無頼の奸才を擧げ蠻夷  
 の醜風ふ心酔し開闢以來未曾有の苛政暴法重  
 斂相行ハれ外國の黠奴を親む父兄師友の如く  
 華士族及び小民を待せば讐敵の如く四海荒蕪  
 怨嗟の聲路ふ充つ然りと雖も海内憂國の士  
 尊王愛國の念より三條大臣岩倉大臣へ建白鮮  
 うらむ兩大臣忠諫の心頗る有りと雖も才凡量

小ふして人を照すの明あく奸臣の爲不愚弄を  
 受け淺薄ある權謀詐術のを施し天下の人心  
 以失却し根子殺伐の氣を起し忠諫ある肥前を  
 始め肥後より一々元勳の薩州を伐ち土州も及  
 ばんとの結構今般肥後鎮臺兵を發し佐賀城ふ  
 楠籠り全國の士族を撃ち掛る依之不得止全國  
 忠勇の士ハ儲置無識の士民不至るまを忠憤ハ  
 堪へず本月十六日早曉より攻立昨十八日朝ま  
 せ攻落し暴兵打攘以申候先以て江藤正四位

其外と公平衆議の歸する所を以て適宜の處置  
 小三民安堵の採取計ひ候小付き此上ハ内國  
 の大政を御改革被為在外ハ不逞不禮の朝鮮國  
 を御征討被成候ハ勿論支那魯西亜の外ハ  
 我小臣僕とまゐる御目途被為在候ハハ不相  
 濟第一度々西大臣へ懇々忠告候通中興の諸  
 元老を厚く御慰諭の上御登庸内ハ御仁澤を被  
 為施外ハ御武威を被為張封建郡縣並び行候ハ  
 下ハ逆ハ神州治り候目的決之無之候此段諸官

御報奏奉願候也

明治七年第二月 從四位島義勇

評小曰前條遺文の如き元來激發の暴意小出て  
 其旨趣の蛇足亦々頑固の賊情を知る小足ぬり  
 然れ共嶋の如き勤王の役寸功ありとせば且其  
 舊主の忠奮ハ浴一無量の皇恩を以て高位を  
 侵一一度廟堂小併列一巍然國勢小從事せし  
 心裡舊弊を脱せむ伎倆治安の材あり故小開明  
 の方今黙黙其圖小叶云免官束手あるより微功

を頼も大不不平の意を生し事を朝鮮不起窮  
士を鼓舞し縷民を煽煽し以て其志を得んとす  
るの不義非道其所為狂妄不ありぐれバ愚の又  
甚しき者と云はん歟此人往日秋田縣推令奉職  
の際彼の地出發の旅装舊藩諸侯下國の如く有  
志者之を傍觀し密に嘆息せしと云又義勇の性  
朋友知己對話する不暴謾の僻疾ありて常不  
曰僕が論說若不適當みし事と相違せば其期  
首級を呈せんおと誇言せり適せり哉這四の逆

謀悉く齟齬し果し首級失ふ不到る豈奇不  
らむや

却説賊軍潰敗以後賊徒等悔後伏罪門を閉て謹慎  
する者凡二千人其中間々脱遁する者巨魁江藤新  
平其僕船田次郎及ひ且嶋義勇を始め石井竹之助  
山中一郎中嶋典藏香月桂五郎朝倉彈藏徳又幸次  
郎山田平藏中村林太郎江口松之丞中橋藤一田中  
七四郎荒木幸四郎小川清武副嶋謙助重松基石衛  
門横山萬里搦山弥助江口村吉中嶋又吉牛島朝實

松永宗助同権次生田源八等此他氏未詳數名あり故不  
 内務卿直不四國九羽其他城攝の間不令一て賊徒  
 の踪蹟嚴重不探索あり是一より前山口縣八九羽接  
 近の地あるを以て賊徒等風不出入一大一ひ一人心  
 と煽動せ一が為不士民狐疑を抱一き物議紛紜動も  
 され一バ沸騰の景状あり不より内務卿より左様通  
 毛布達あり  
 其縣の儀八九羽接近不附萬一佐賀縣下賊徒潜  
 伏暴動一難測候條心得一の為別紙の通相達一候

事

第一條

人民の安寧を保全せ一かる至仁の  
 取慮を體  
 認一其旨と説示一可一き事

第二條

佐賀縣逆徒ハ官軍を差向られ迅速征討一其根  
 を鋤去一再萌せ一ざら一ま一む一る一の朝旨一なる一を一示  
 諭一管下士民の方向を定め聊疑惑一あ一ら一し一む  
 事



第三條

佐賀縣逆徒管下へ逃走潜伏も難則不附嚴密取締若逆徒と見認る不於てハ猶豫なく遂捕縛其制一難さハ臨時の慶分不苦候事  
但巨魁前參議江藤新平跡跡の儀一層注意を  
加へ見當次第捕縛せしめ事

第四條

不得止時機小至ると此ハ貫屬士民を擧げ邏卒を編制一臨時の慶分允許せる事

借以巨魁の一個嶋義勇ハ逸疾くハ城を出て副嶋  
兼助重松基右衛門其餘八名の賊徒等と同行一谿  
間を潜り嶮岨を経て稍くハ乘船ハ幸くハ鹿兒  
島縣小着せし時當縣下亦も天網の洩る存けき  
ハ争り寄る邊の涯小便り藻魚の浮生を保れし  
滄浪々として三月七日の夜陰鹿兒嶋の城下小至  
る時捕吏の爲不見咎められ忽地逮縛せられたり  
此前日山田平藏生田源八牛嶋朝實松永権二郎の  
四名俱小捕縛不就きし時當縣推令大山綱良

り佐賀の内務卿へ報知あり因て此旨東京に電信  
を以て通ぜられしハ則ち廟議ありて正院より  
賊魁管轄の府縣廳へ左の如く布達あり

東京府

其府貫屬士族鳴義勇儀賊臣子與一遁逃候所於  
鹿兒嶋縣就捕縛候追て吟味の上至當の御慶分  
可有之候得共先位記を被禱候條此旨相達候事

佐賀縣

其縣貫屬士族江藤新平儀賊徒小與一遁逃候小

付捕縛の上至當の御慶分可有之候得共先其位  
記を被禱候條此旨相達候事

明治七年三月

古語小曰貪りしてハ智短一馬疲れてハ毛長一  
如此如何然り老てハ當小益壯んぬるべく窮一  
てハ益固るべきを小人の閑居するや必ず不善  
を作中佐賀の士族等素餐の天祿小飽き大義を唱  
へて非理を行ふより天網各身小迫る此際虎口龍  
腮を幸く避け各地小潛匿するが中小巨魁江藤新

平ハ其従弟江口十作及ヒ其僕船田次郎僅ハ二人  
 を従ヘ夜ハ來ドテ遁亡セシ途中香月桂五郎横  
 山萬里中島又吉江口村吉の數名ハ邂逅セシ  
 此徒ト共ニ同行シ海路鹿兒嶋ハ着セシ一先  
 此地の動静を探偵せんト逆旅ハ宿リ其景況を窺  
 小當縣既ハ内務卿の命令を体シ賊徒の踪蹟嚴重  
 の探索ハ今ハ此地ハ止リ難ク第三日を経  
 一其夜の中ハ宮崎縣下戸の浦ヨリ四國を指テ渡  
 海ハ稍ク小シテ愛媛縣下宇和嶋ハ上陸セリ然

る小當地ハ捕吏巡廻密シテ管内要衝の地ハ勿  
 論船舶出入の場所分境等警備の出張ハつらざる  
 ハ一殊ハ江藤ハ其馬真の影相を以テ其容貌を  
 看競ぶるの風聞ハれを月下吾後影ハ捕吏の追迫  
 中ハ歎ト危懼シ戦々栗々歩を促シ晝ハ深嶺叢林  
 小太陽を覆ヒ夜ハ危険の山谷を徑行シ携ヘたる  
 草籠行李ハ幽谿峻河ハ没投シ飢テハ草根木皮を  
 食ヒ餓シテハ殘雪溪水を飲シ一同の困迫比する  
 者ナリ其中江藤年長ハ今春初老を越スルハ不

伊賀守備金  
卷二十一

他の青年等不氣力劣り殊小田冬在京中ハ寸歩  
りとも馬車小駕一壯館小坐一羨室小卧一玄冬三  
伏の寒暑小觸れぢありた風小も犯されざり一を  
天魔悪鬼小魅せられらん斯浅猿ミ落魄ハ但看  
屈原の放とれて江潭小遊び澤畔小行吟たるも斯  
ヤ阿らんと思惟せらば顔色憔悴として形容枯槁  
々々然れ共彼ハ世俗の塵埃小深まぎ三閻太夫の  
名潔よりして皎々の白々此ハ滄浪の濁水小混  
トて四位の記を汚せる暴動の魁々々意我の渠小

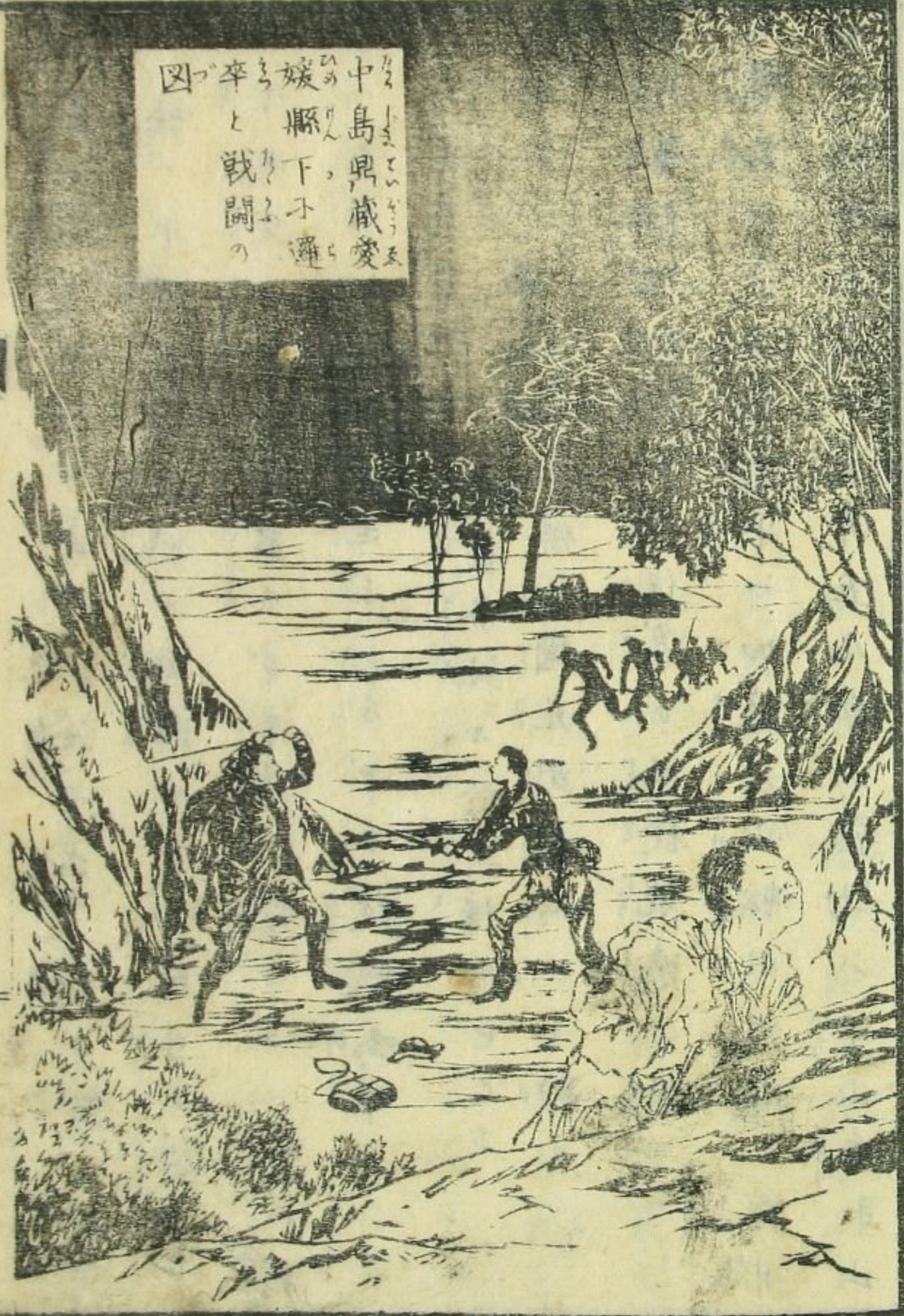
取ら此一事反對の舉つる而已以て後昆の炯戒と  
成る不足る可一

因て云江藤氏曩日司法卿在官中新律を立て舊  
法を改正せるの際罪人遁逃の期小臨人相書  
を以て搜索を遂んこと頗る迂遠小属せバ爾後  
懲役所刑の場小影相の寫室を設け一々罪人の  
容貌を寫真繪小製せむべ一との内命を下せ  
し事ありしとぞ然る小今回の擧や其身大罪を  
犯し脱遁するより官其踪蹟を追ふ小江藤が遺

左の集言書  
卷二十一

左の頁は...

中島興成愛  
媛縣下小瀬  
卒と戦闘の  
凶



江藤主僕...

江藤主僕  
咀を凌ぎ  
高知縣小瀬  
逃

影の寫真を以て是所謂汝不出て汝歸る前條  
鳴平常の誇言終不自適せると同日の談不  
て兩氏の未形不慮らば未兆不視ざるハ智の明  
うあらざる性の正しうらざる故歎嗚呼

第七回

賊徒各地於て捕縛せらる  
併四國九州方向一歸す

窮士屢名改むると佐賀の逆徒脱遁の後さま  
不變名せり江藤新平ハ加藤太助船田次郎ハ勝井  
十三江口十作ハ安井五八柳山弥助ハ平山兵助山

中一郎ハ山本一助と假稱一各四國ハ遁逃せる  
其の中島鼎藏横山萬里山中一郎の三名ハ一度  
鹿兒嶋縣下不赴き屈身潜伏せりうども探索最也  
巖かる小ぞ此地を去りて高知縣ハ到らんと夜を  
犯し他眼を避けて宮崎縣下小着せり以至新平次  
郎桂五郎又吉村吉萬里の六名ハ出會せり此時江  
の名を記せし惟ふらんハ故小互不無事を祝し是  
江藤ハ隨行せしハ故小互不無事を祝し是  
九人同船一同月十五日愛媛縣下宇和嶋ハ上  
陸し此ハ於て三名宛三組ハ分ち路次を異ふし各

土佐小赴く程小島藏弥助一郎ハ前の如くに同行  
し不知案内の嶮岨を凌ぎ朦々たる深林に經て已  
が隨意技路をたどり進むあま遅るゝあり故小  
先途の一郎弥助ハ了小島藏を看失ひ暫し株小腰  
うちりけ憩ひおがう小待てども來らむ借ハ中嶋  
吾輩と遙く遅れ技路を他方小とりからん止る  
地理を約せしうらハ再會小遅速あるのさるを  
安閑と待くらさハ樵夫獵師の目小罹り怪まらん  
ふと必定せり疾々去らんと耳話つし身を起して

歩を促がま小此程絶て睡に附らぬ殊更宇和島  
り此地小來るまで夜臥日小繼ぎ刺さ一飯をも  
食せざれば飢餓迫り氣力撓みて今ハ歩行自由を  
得て夜陰山林石岨小露宿し稍く小して二十二日  
高知縣下幡多郡橘川村まで來りし所當縣の捕吏  
斯と看咎り忽地小建縛せり借も中嶋島藏ハ弥助  
一郎を看失ひ獨行して此日愛媛縣下松丸町小  
かゝる小路傍小停止一個の邏卒疾々之小眼を  
配り筒笠小面部を覆ひ鳶帔小形容を纏ひし風体

如何も曲者と踪跡を踏み追蒐来たり其姓名を質問せしうバ鼎藏驚怖の思ひを抱けど臆する氣色を面貌不顯せむ偽名を告げて去らんとする不選卒行途不立塞バリ不審の件々ある小より兎も筋も警視出張所まで来る可しと強て拘引かさんとする小鼎藏今ハ是まであり少回答一言ふれ及バせして驚地不馳出を遁まどと彼選卒疾風の如く追迫し帶たる一刀抜よりちやく撃て蒐る小鼎藏も心得たりと抜合せ一上一下虚々實々一往一

來奮撃突戦斯る所不辨笛の音不應して漸々不走来る選卒五六名鼎藏身体薄疵を負ひ戦ひ自由ならざるう一應援數輩不爭う抗せん透を窺ひ闇夜不紛れ山路をさして遁逃せる不幸にして追撃の人音も聞へざれば茲に一息歩を止め滴る血汐を不咽喉を濕らし手中を裂きて疵瘍を覆ひ月の輝く方を目的不九折の嶮岨を凌ぎ曉天辛くして高知縣下不着せしとハ路傍の標示不知らせたり却説香月桂五郎中嶋又吉横山萬里の三個ハ前不

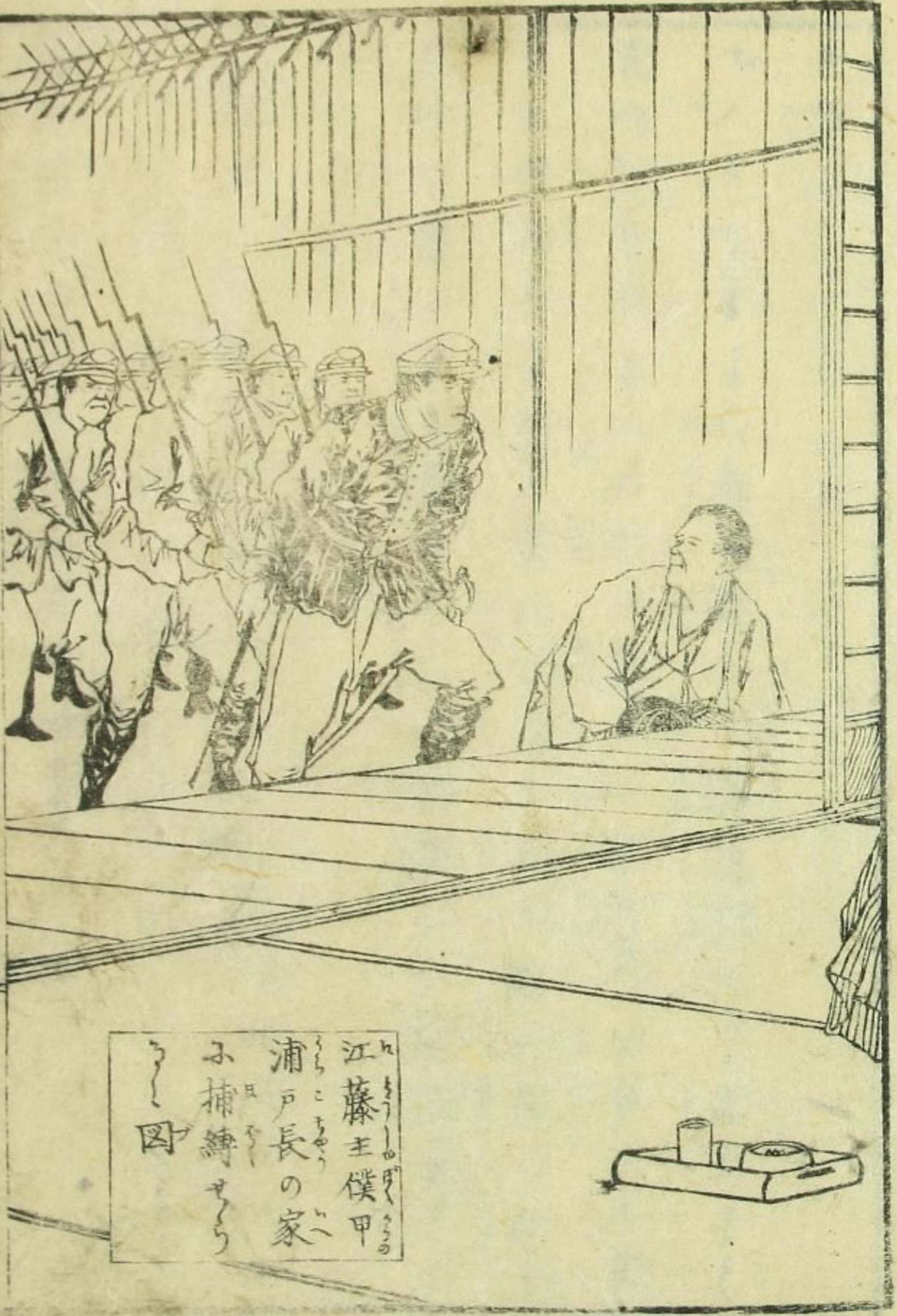


徒と路次を異し高知縣に赴く途中愛媛縣管下  
 吉野にて是も邏卒を看咎めらき強て拘留せらる  
 る處深夜屯所の堀を踰一日夜兼程遁走し久禮浦  
 不到りし不圖鼎藏を邂逅せしる此所より同  
 船浦戸を指して出帆せし高知縣廳斯と知りて  
 捕吏を八方に手分ちし其中山本檢部等も渠が踪  
 蹟を追逐し三月廿三日土佐郡種崎町ある逆旅家  
 森田友七郎方小著せし天ある哉四名の逆徒も  
 亦茲に在り然而已ち山本檢部も茲に來れば

四賊駭嘆天を仰ぎ捕吏の糾問に應じて速に其桂  
 五郎又吉萬里鼎藏なることを陳白し且曰我輩此  
 期に臨み天命の歸るを覺れば毛頭遁る、所存ハ  
 何ら汝と聊縣廳に歎願の言あは明朝まで就縛  
 の猶豫あらん事を冀望せしと真實しやう小乞ひつ  
 つも時間を延し一名其坐を退きて兼て主個友七  
 郎を囑せし儀を促す程に幾干もなく應援の捕  
 吏相踵で郡参り竟し四賊を捕縛せし去程に江藤  
 主僕ハ一度宇和嶋に著せし雖茲にも足を止め難

く直ち不此所より乗船し三月廿四日といへる不  
 浦戸より上陸し東方をきりて奔走し同二十八  
 日の黄昏甲浦に到りりハ今宵の宿所を定めん  
 と同地の番人浦正胤を欺きて副戸長濱谷清澄の  
 家小案内させ其身岩倉卿密事探索の命を蒙り竊  
 小主張せし者と詐り一泊を依頼せし不を清澄心  
 中惟らく是かん前不写真を以て布達ありし佐賀  
 の巨魁江藤主僕不必定せりと微細を糾きと崇敬  
 一同所の逆旅不請待し此旨斯と出張所不忠告せ

り此期高知縣廳より當地不派出あり居たり細川  
 少属併不捕吏川野缺馬石本繁善其他番人北川信  
 通岩崎義定の數名不時不馳付け同廿九日の拂曉  
 該地の士族若干を募り置き新平主僕を戸長の家  
 不聴し寄せ直ち不捕縛を遂たりたり新平始めハ  
 氏名を偽り其實を吐露せざりし終不自ら名乗  
 して不此間一封の書翰を出し竊不副戸長濱谷不  
 託し之を郵便不附せんを乞ふ清澄陽不諾ひつ  
 収て細川少属不呈しされハ細川之不心得て而後本



江藤王僕甲  
浦戸長の家  
小捕縛せら  
うし  
図



應小進送せり其封簡左の如し

東京ニテ  
岩倉右大臣殿  
急専用  
請拜

斯て江藤主僕甲浦より高知縣廳まで護送せらる  
るの路次之を觀る者群をち或ハ譏り或ハ嘆ト  
褒貶毀譽の各心ハ喋々囂々口善惡なく里聲の大耳  
ハ入らざるも江藤ハ獨り竹轎の透より虚空をう  
ち望こ

時をありあけつひりたる事

好とも怨む人ぐはりのま

斯口吟て過とりぬるとぞ時正ハ四月十三日兇徒  
の處刑決定し佐賀縣ハ於て江藤鳩の兩氏を始め  
其他十名死刑ハ處せら且其餘輕重ハ仍除族懲役  
等の審判ありて九羽全く鎮静ハ及びハ征討  
總督伏見の宮内務卿ハ先驅して龍驤艦を解纜あ  
りて凱旋を奏し給へハ輦下を始め全國の民心安  
堵の思ひをち續きて内務卿歸府ありハ衆

佐賀電信録 卷下  
慶喜悦の肩をひらき御代萬歳を鼓腹小合一各地  
毎戸小首唱一々るハ是ぞ皇統一系たる不易の國  
威と知られたる

佐賀電信録下之卷了

○佐賀縣兇徒處刑告標併小辭世の詩歌

江藤新平 四十一年

嶋義勇 五十年

其方儀不憚朝憲名を征韓小托一黨與を募り兵  
器を集め官軍小抗敵一逆意以逞たる科小依て  
除族の上臬首申付ル

朝倉尚義 三十二年 香月桂五郎 二十五年 山中一郎 二十五年

西 義質 中島鼎藏 二十七年

右征韓

副島義高 四十五年 重松基吉 壬午 村山長榮 藏

福地常影 中川義純

右憂國

其方儀不憚朝憲名を征韓憂國小托一江藤新平  
嶋義勇の逆意を佐け官軍小抗敵せる科子依て  
除族の上斬罪申付ル

ほす程をの涙を袖より去げりし

玉代おもふ人未そ知る免武士の 江藤

つるつるの袖に洞も 同人

何ふ常ん舟の楫を返るる祢

霧島の浪に誠さを死せとハ西義賢

村山勇藏

却為逆賊上刑場 誰憐海内志士腸

莫道從容沉默了 七生殘恨附勤王

山中一郎

苦學多年業未成 一朝謀敗死素輕

二十五年如一夢 誰使後人繼我誠

副嶋義高

死為雷震不可得 何況七生出人間

若使後人知我意 大義不動有如山

○佐賀縣戦争ニ甘官軍の死傷凡三百三十七人程  
其内死者九十九人賊徒の戦死凡二百五十名を  
了由又二月十五日十八日廿二日の戦ひて熊本  
鎮臺へ小倉縣元豊津より出兵せし内ふて戦死  
大池大尉澤田中尉溝部少尉其外十七名疵傷奥  
大尉其他六人程ありしと云且柳川の病院小入

る傷者四名福岡病院に入る傷者五十六名内賊  
徒一名役夫一名但し箱崎招魂場官軍戦死の墓  
三十二内福岡縣貫属九名ありと云

餘話追加

○佐賀山徒屢刑の後該地ハ更亦り東京小寄寓せ  
る父母妻子等憂苦鬱陶の情小堪ざる者許多ある  
中彼の朝倉尚義藏の妻ハ同縣士族某の女あり一  
女甫めて三歳其夫征韓黨小與類し事敗れて斬小  
慶は妻囚音を聞く號泣淚潸然たること數刻奮然

突起とつき一其夫そのおとこ平常ひょうじょう愛あい其所そのところの七首ななうたを執とり先其まづその女兒むすめを  
刺殺ころし又またを反かへして自盡じじんせりとぞ

○又曰またいふ同徒どうと徳久幸次郎とくひさゆきじらうの妻つまハ東京濱町とうきょうひらの市醫いちい赤  
松元氏まつもとの女むすめあり嫁よめ一來りて未まへ一月ひとつきおらぎ舉家縣きよか  
小着こぎく該縣下征韓黨かいかんとうの起おこる小際さい一其夫亦之小黨そのおとこまたこのかみ  
與よ一敗走たひざして其踪蹟そのあとを知らず夫おとこの兄あに之の小再嫁こさいかを  
勸すすむる小涕泣固辭こていなきこころ一曰いふ乞こふ俟まちて夫おとこの存亡そのあつとまを知り  
而しか後のち泰山たいざんの命いのちを奉屯ほうとんるも遲おそうらぶるありと因よ  
て國辭こくにき三章さんしやうを賦ふし以もつて舅姑きやくこ小贈呈こくわうていす

花はなと咲さき紅葉もみぢと散ちる世よのささぬふ

まのれああ一その日ひをのりハ歸かへり来きて

出いでゆ一君きみよをままぐれもあ  
ああく返かへああふバふとここよを捨すて西にしの國くにへ  
つつをささららりり春はるののりりがが手て

同縣紛擾どうけんふんじやうの際さい長崎縣ながさきけん士族しぞく寺井氏てらゐしの妻つま神妙しんめうの舉動きよどう  
ををああせせ一を以もつて官之くわんのちを賞あづかせららるること左ひだりの文面ぶんめん  
の如ごとし以もつて一美談びだんととす



長崎縣管下第十一大區  
竹松村居住士族

寺井龜太郎妻くみ

其方儀先般佐賀縣騷擾、付警備兵召募匆卒の際、  
夫龜太郎家事を抛ち、一小刀を提げ會所へ馳付其儘編  
隊廳下小出張遂に彼許より進軍の趣聞傳へ、一小刀を  
以て戦地へ向候儀安心難致依て夫の太刀を携へ、  
獨歩彼許へ馳付候處既に進軍の跡に付夜陰を侵し、  
遠路跋涉終に武口於て追付右太刀を夫へ渡し候  
趣畢竟朝旨を遵奉し夫婦の情誼を盡し候段實  
小士族の婦たる小不耻神明の事不付此度譽置候事

佐賀縣故大属小出光熙、本年二月會賊徒  
之暴動遂死非命、岩村前権令慨惜之餘、建  
石碑于佐賀是権大属卷某之所作云、

小出光熙斗南之人也、天資沈毅、自能耐事、曩者前  
権令岩村通俊舉為大属、余復用之、率入于縣焉、今  
茲明治七年二月十又五日、兇徒如雲、乘夜襲擊砲  
聲飛霹、廬城砦為震動、當是時、彼眾我寡、其勢有朝  
不可以謀夕者焉、雖然眾皆勇銳、奮而不顧、且戰且  
拒、延至三日、米塩俱竭、硝藥並殫、寧待其止、不如擊  
之也、是以昧爽衝圍、蹂躪而過、尉官交仆、光熙亦死

實同月十有八日也既而... 入城四顧久之燹餘塵堆血痕風腥求其首級齎之  
于京而其肢體埋之于此追懷且不已刻著其名于  
石焉年二十九嗚呼生任其責死見其節不自愛  
亦不慨惜也哉

明治七年五月上澣

佐賀縣權令正六位岩村高俊

大塚心齋橋通比奈郎

河內屋喜兵衛

同 南久寶寺

伊丹屋善兵衛

東京泉橋通三丁目

山城屋佐兵衛

同 淺草町三丁目

須原屋伊八

同 本町十軒店

堀屋喜兵衛

同 芝大神宮前

和泉屋市兵衛

同所

和泉屋吉兵衛版

